

病気休暇・特別休暇の取扱いについて（常勤職員）

1 病気休暇

負傷又は疾病のため療養 する必要がある場合	医師の証明に基づき、90日以内において必要と認められる期間。精神及び神経に係る疾病、妊娠に起因する疾病については、さらに90日以内で必要な期間を加えた期間。 ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合において、必要があると認められるときは、上記の期間を超える期間とすることができる。
--------------------------	---

- （ア）病気休暇の期間は、休暇の期間に週休日、休日を含む。
- （イ）病気休暇の期間が引き続き8日以上の場合は、勤怠管理システムを通じて「病気休暇願」を提出してください。
- （ウ）病気休暇の期間が引き続き7日を超える場合は、上記の休暇願の申請時に医師の診断書を添付すること。
- （エ）病気休暇を8日以上取得し、復帰する場合は勤怠管理システムを通じて「出勤届」を提出してください。
- （オ）病気休暇は、必要に応じて1日又は1時間単位で取得可能。ただし、病気休暇の期間の計算については、1時間を単位とする病気休暇取得日は、1日を単位とする病気休暇を使用した日として取り扱う。
- （カ）病気休暇期間の計算については、連続する8日以上期間の病気休暇を使用した職員が勤務復帰後6月以内に、再度の病気休暇の承認を受ける場合は、直前の病気休暇の期間に連続するものとみなして通算するものとする。

（明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び病気休暇の承認を受ける場合を除く）

※1か月を超える病気休暇に係る出勤届には、医師の診断書を添付すること。

※病気休暇の終了が休前日の場合、出勤届は休日から必要となる。

2 特別休暇

- | | | |
|----------------|-----------------|--------------|
| (1) 公民権行使 | (2) 裁判員・証人等出頭 | (3) ドナー |
| (4) ボランティア | (5) 職員の結婚 | (6) 妊娠中の通勤 |
| (7) つわり | (8) 妊娠・産後の保健指導等 | (9) 産前産後 |
| (10) 生理 | (11) 育児時間 | (12) 妻の出産 |
| (13) 男性職員の育児参加 | (14) 子の看護休暇 | (15) 短期介護 |
| (16) 職員の子の婚礼 | (17) 法事等 | (18) 忌引き |
| (19) 夏季 | (20) 永年勤続 | (21) 感染症等 |
| (22) 天災被害 | (23) 出勤困難 | (24) 退勤時危険回避 |
| (25) 不妊治療休暇 | | |

・(9)については、申請時に様式「特別休暇願(様式1-2)」を添付すること

(1)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
-----	--------------------------	------------

(2)	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

被疑者として出頭する場合や、本人の行為に起因して当事者として出頭する場合は、該当しない。

(3)	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出・提供に伴い必要な検査・入院等をする場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

(ア) 登録を実施する者より発行される証明書等で、後日確認すること。

(イ) 骨髄移植又は末梢血幹細胞移植のため配偶者・父母・子・兄弟姉妹に骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合、事前検査は年次有給休暇、提供後の入院期間については病気休暇の対象となる。

(4)	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別表第4に定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 エ アからウまでに掲げる活動のほか社会に貢献する活動で、保健・医療又は福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、環境の保全、災害の救援、地域の安全及び子どもの健全育成を図る活動等で理事長が必要と認めるもの	1 暦年につき 7 日 ※ 1 時間単位で取得可
-----	--	--

(ア) 申請には、「ボランティア活動計画書」を添付すること。

(イ) 別表第4に定めるものは次のとおり

①	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設、同条第 1 項に規定する障害福祉サービスを行う施設（エ及びクに掲げる施設を除く。）、同条第 26 項に規定する地域活動支援センター、同条第 27 項に規定する福祉ホーム
②	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター以外の同法第 6 条の 2 第 2 項及び第 4 項に規定する施設
③	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
④	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する救護施設、更正施設及び医療保護施設
⑤	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設

⑥	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院
⑦	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する特別支援学校
⑧	①から⑦までに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設であって学長が定めるもの

(ウ) 1 時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、7 時間 4 5 分をもって 1 日とする。ただし、斉一型短時間勤務職員（1 週間毎の勤務日の日数及び勤務日毎の勤務時間の時間数が同一）、不斉一型短時間勤務職員（斉一型以外）については、次のとおり。

- ・ 斉一型短時間勤務職員
→ 勤務日毎の勤務時間の時間数（1 時間未満の端数があるときは、切り捨て）
- ・ 不斉一型短時間勤務職員
→ 7 時間 4 5 分

(5)	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7 日
-----	--	-----

(ア) 結婚休暇日数には、週休日、休日は含まないものとする。分割して取得することができない。

(イ) 休暇を取ることができる時期は、結婚するときの前後各 1 週間以内とする。ただし、勤務の都合でこの期間に取得できない場合は 1 年後まで認められる。

(ウ) 「結婚する」とは婚姻届を提出し婚姻共同生活を始めたとき、結婚式を挙げ披露宴を行ったとき又はこれらのいずれも行わず事実上の婚姻生活にはいったときとし、いずれか早い方を基準として結婚休暇の付与要件とする。

(6)	妊娠中の女子職員が請求した場合で、当該女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でおおの必要と認められる期間
-----	---	--

(ア) 出勤時又は帰宅時いずれか一方にまとめて 1 時間取得することができる。

(イ) 申請はその都度行ってもよいし、1～2 週間単位としてもよい。

(ウ) 「交通機関」には、妊婦である女子職員が運転する自動車も含まれる。

(エ) 「母胎又は胎児の健康保持に影響がある」とは、母子保健法に基づく指導事項について、母子健康保険手帳等により確認するものとする。

※申請時は、「健康管理休暇（1）」で申請すること。

(7)	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することが著しく困難であると認められる場合	1 2 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
-----	--	--------------------------

医師の診断書は必要としない。

※申請時は、「健康管理休暇（２）」で申請すること。

(8)	妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間又は出産後の女子職員が出産後１年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合	次表のとおり
-----	---	--------

妊娠等の期間	回数	
妊娠満 23 週まで	4 週間に 1 回	1 日以内で必要と認められ期間
妊娠満 24 週から満 35 週まで	2 週間に 1 回	
妊娠満 36 週から出産まで	1 週間に 1 回	
産後 1 年まで	1 回	

(ア) 妊娠の期間については、1 月を 28 日とする。

(イ) 回数については、医師等の特別の指示があった場合その指示された回数とする

(9)	女子職員の出産の場合	出産予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、1 4 週間）の日から産後 8 週間を経過するまでの期間
-----	------------	--

(ア) 「出産」とは、妊娠前 12 週以後（85 日以上）の分娩をいい、死産、人工妊娠中絶の場合でも妊娠前 12 週以後であれば、産後休暇の対象となる。

(イ) 申請には、診断書（出産予定日を記載のこと。）を添付すること。

(ウ) 産前休暇が 8 週間に満たなかった場合においては、4 週間を限度として、満たなかった期間を産後休暇に加えることができる。また、出産が予定日より遅れることにより産後休暇が 8 週間に満たなくなる場合においては、産後休暇を延長し、8 週間取得させること。

(エ) 出産（予定）日は、「産前」に含む。

(10)	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
------	-----------------------------------	------------

※申請時は「健康管理休暇（３）」で申請すること。

(11)	生後 3 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回 各 60 分
------	--------------------	----------------

(ア) 1 日 2 回各 60 分をまとめて 1 日 1 回 2 時間としてもよい。また、正規の勤務時間の始めと終わり又はどちらか一方のみ、休憩時間の前後等の取得もできる

(イ) 男女とも取得できる。また、配偶者がこれに相当する休暇を取得した場合は、同日における 1 日 2 回それぞれ 60 分から他の親が取得した期間を差し引いた期間内での承認となる。

(ウ) 勤務時間が4時間以内の場合は、1回60分の取得のみ。

(エ) 年休を取得することで、1日全てを勤務しない場合は、取得できない

(12)	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	3日の範囲内の期間（1時間単位で取得可） 育児短時間勤務により勤務形態が変更された場合は総務課人事班へ確認
------	--	--

(ア) 休暇を取ることができる時期は、配偶者が出産のため入院等した日から出産後2週間以内とする。

(イ) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とする

(13)	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該の出産の日以後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間（1時間単位で取得可） 育児短時間勤務により勤務形態が変更された場合は総務課人事班へ確認
------	---	--

1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とする。

(14)	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（障害を有する子については、年齢による制限なし）（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと若しくは疾病の予防を図るために必要なものとして、その子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間（1時間単位で取得可） 対象となる子を2人以上養育する場合は1暦年について10日 育児短時間勤務により勤務形態が変更された場合は総務課人事班へ確認
------	--	---

(ア) 「負傷、疾病」は、その種類や程度、症状を限定しない。また、診断書の提出は義務づけられていないが、必要に応じて所属長は求めることができる。

(イ) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、7時間45分をもって1日とする。

(ウ) 年の途中で対象となる子の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際にいる対象となる子の人数で取得できる日数を判断する

- (エ) 子の行事参加（入園・卒園式、入学式と同程度の式典）、感染症に伴う学級閉鎖、出席停止等の場合も取得可能
 ※警報等による休園、休校は含まない

(15)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他理事長が定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の理事長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間（1 時間単位で取得可） 要介護者が 2 人以上について 10 日
------	---	---

- (ア) 「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
 (イ) 「その他理事長が定める者」とは、祖父母・孫・兄弟姉妹、職員と同居の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子をいう。
 (ウ) 「理事長が定める世話」は、次に掲げる世話とする。
- ・要介護者の介護
 - ・要介護者の通院等に付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話
- (エ) 年の途中で要介護者の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際にいる要介護者の人数で取得できる日数を判断する。
 (オ) 短期介護休暇は「要介護者の状態等申出書」を添えて申請すること

(16)	職員の子が結婚する場合で、職員が婚礼出席のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1 日（婚礼出席のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復の日数を加えた日数）
------	--	--

(17)	職員が配偶者又は 1 親等の親族であった者の追悼の行事を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	慣例上最小限度必要と認められる期間
------	---	-------------------

仏教を例に取り具体的にあげれば、初七日、五七日（35 日）、四十九日、百ケ日、1 周忌、3 回忌、7 回忌、13 回忌等が該当する。初盆は該当しない。
 日数については、慣習にもよるが、通常は 1 日とする。（往復日数は加算できない）

(18)	職員の親族（次の表の親族欄に掲げる親族に限る）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ次の表の日数欄に掲げる日数（葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復の日数を加えた日数）の範囲内において必要と認められる期間
------	---	---

親 族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

（ア）日数の取扱いについては、1日の正規の勤務時間の一部について特別休暇が与えられた日は1日とし、又、週休日、休日等も含むものとする。

（イ）分割して取得することができない。

(19)	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
------	---	---

「原則として連続する5日」の取扱いについては、特に必要があると認められる場合には、半日ごとに分割することができるものとする。

(20)	勤続期間が10年、20年及び30年に達する職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続期間が10年、20年及び30年に達する日の翌日が属する年度内において、週休日、休日及び代休日を除いて連続する3日の範囲内の期間
------	---	---

「勤続期間が30年に達する日の翌日が属する年度」とは、例えば、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの採用者は、平成26年4月1日から平成27

年 3 月 3 1 日までの間に取得できる。

(21)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により健康診断を受け、若しくは就業を制限され、又は交通が遮断された場合	必要と認められる期間
------	---	------------

(22)	風水震火災その他の災害等により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	10 日を超えない範囲内で必要と認められる期間
------	---	-------------------------

「その他これらに準ずる場合」とは、風水震火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うとき

(23)	風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難であると認められる場合	必要と認められる期間
------	--	------------

(24)	風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
------	--	------------

(25)	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間（体外受精及び顕微授精に係るものである場合は 10 日）（1 時間単位で取得可）
------	------------------------------------	---

（ア）体外受精及び顕微授精に係る通院の場合、確認書類（領収書等、治療の内容がわかるもの）を添えて申請すること。

※申請の場合は「健康管理休暇（４）」で申請すること。

病気休暇・特別休暇の取扱いについて（準職員・限定業務）

1 病気休暇

負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	医師の証明に基づき、90日以内において必要と認められる期間。精神及び神経に係る疾病、妊娠に起因する疾病については、さらに90日以内で必要な期間を加えた期間。 ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合において、必要があると認められるときは、上記の期間を超える期間とすることができる。
----------------------	---

- (ア) 病気休暇の期間は、休暇の期間に週休日、休日を含む。
- (イ) 病気休暇の期間が引き続き8日以上の場合は、勤怠管理システムを通じて「病気休暇願」を提出してください。
- (ウ) 病気休暇の期間が引き続き7日を超える場合は、上記の休暇願の申請時に医師の診断書を添付すること。
- (エ) 病気休暇を8日以上取得し、復帰する場合は勤怠管理システムを通じて「出勤届」を提出してください。
- (オ) 病気休暇は、必要に応じて1日又は1時間単位で取得可能。ただし、病気休暇の期間の計算については、1時間を単位とする病気休暇取得日は、1日を単位とする病気休暇を使用した日として取り扱う。
- (カ) 病気休暇期間の計算については、連続する8日以上期間の病気休暇を使用した職員が勤務復帰後6月以内に、再度の病気休暇の承認を受ける場合は、直前の病気休暇の期間に連続するものとみなして通算するものとする。
- (明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び病気休暇の承認を受ける場合を除く)
- (キ) 以下の表の日数の通り、有給での病気休暇が取得可能

一週間の勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

※6か月以上の任期が定められている職員または6ヶ月以上継続勤務している職員、かつ1年間の勤務日が47日以下でない職員に限る。

※1か月を超える病気休暇に係る出勤届には、医師の診断書を添付すること。

※病気休暇の終了が休前日の場合、出勤届は休日から必要となる。

2 特別休暇

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------|
| (1) 公民権行使 | (2) 裁判員・証人等出頭 | (3) 忌引き |
| (4) 職員の結婚 | (5) 妊娠・産後の保健指導等 | (6) 短期介護 |
| (7) 夏季 | (8) 天災被害 | (9) 出勤困難 |
| (10) 退勤時危険回避 | (11) 産前産後 | (12) 妻の出産 |
| (13) 男性職員の育児参加 | (14) 不妊治療休暇 | (15) 感染症等 |
| (16) ドナー | | |

- ・(11)については、申請時に様式「特別休暇願（様式1－2）」を添付すること
- ・(12)から(14)については、1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上
の職員が対象。
- ・(12)から(15)の休暇については、1時間単位又は日数単位で取得可能。

(1)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
-----	--------------------------	------------

(2)	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

被疑者として出頭する場合や、本人の行為に起因して当事者として出頭する場合は、該当しない。

(3)	職員の親族（次の表の親族欄に掲げる親族に限る）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ次の表の日数欄に掲げる日数（葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復の日数を加えた日数）の範囲内において必要と認められる期間
-----	---	---

親族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）

父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

（ア）日数の取扱いについては、1日の正規の勤務時間の一部について特別休暇が与えられた日は1日とし、又、週休日、休日等も含むものとする。

（イ）分割して取得することができない。

（4）	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日
-----	--	----

（ア）結婚休暇日数には、週休日、休日は含まないものとする。分割して取得することができない。

（イ）休暇を取ることができる時期は、結婚するときの前後各1週間以内とする。ただし、勤務の都合でこの期間に取得できない場合は1年後まで認められる。

（ウ）「結婚する」とは婚姻届を提出し婚姻共同生活を始めたとき、結婚式を挙げ披露宴を行ったとき又はこれらのいずれも行わず事実上の婚姻生活にはいったときとし、いずれか早い方を基準として結婚休暇の付与要件とする。

(5)	妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間又は出産後の女子職員が出産後1年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合	次表のとおり
-----	---	--------

妊娠等の期間	回数	
妊娠満 23 週まで	4 週間に 1 回	1 日以内で必要 と認められ期間
妊娠満 24 週から満 35 週まで	2 週間に 1 回	
妊娠満 36 週から出産まで	1 週間に 1 回	
産後 1 年まで	1 回	

(ア) 妊娠の期間については、1 月を 28 日とする。

(イ) 回数については、医師等の特別の指示があった場合その指示された回数とする

(6)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他理事長が定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の理事長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 3 日の範囲内の期間 要介護者が 2 人以上について 6 日 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない準職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 3 (要介護者が 2 人以上の場合にあっては、6) を乗じて得た数の時間) の範囲内の期間
-----	---	---

(ア) 「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

(イ) 「その他理事長が定める者」とは、祖父母・孫・兄弟姉妹、職員と同居の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子をいう。

(ウ) 「理事長が定める世話」は、次に掲げる世話とする。

- ・要介護者の介護
- ・要介護者の通院等に付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話

(エ) 年の途中で要介護者の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際にいる要介護者の人数で取得できる日数を判断する。

(オ) 短期介護休暇は「要介護者の状態等申出書」を添えて申請すること

- (カ) 準職員については、1 週間の勤務日数が 4 日以下かつ 1 週間当たりの勤務時間が 30 時間未満の職員は以下の日数

週間の勤務日数	期間
4 日	2 日
3 日	1 日
2 日	0 日
1 日	0 日

- (キ) 採用された月が年度途中の職員については以下の日数

採用月	1 週間の勤務日数				
	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
5 月	3 日	2 日	1 日	0 日	0 日
6 月	3 日	2 日	1 日	0 日	0 日
7 月	2 日	1 日	1 日	0 日	0 日
8 月	2 日	1 日	0 日	0 日	0 日
9 月	1 日	1 日	0 日	0 日	0 日
10 月	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日
11 月	1 日	0 日	0 日	0 日	0 日
12 月	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
1 月	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
2 月	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日
3 月	0 日	0 日	0 日	0 日	0 日

(7)	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の 6 月から 10 月までの期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する 3 日の範囲内の期間
-----	---	---

- (ア) 「原則として連続する 3 日」の取扱いについては、特に必要があると認められる場合には、半日ごとに分割することができるものとする。

※ 1 日の勤務時間が 7 時間 45 分の勤務者のみ分割取得可能

- (イ) 準職員については、週間の勤務日数が 4 日以下の場合は、日数は以下の通り。

週間の勤務日数	期間
4 日	2 日
3 日	1 日
2 日	0 日
1 日	0 日

採用された月がその年の7月から10月までの職員については以下の表の通り

採用月	1週間の勤務日数				
	5日	4日	3日	2日	1日
7月	3日	2日	1日	1日	0日
8月	2日	1日	0日	0日	0日
9月	1日	0日	0日	0日	0日
10月	0日	0日	0日	0日	0日

備考 1日当たりの勤務時間の時間数が7時間45分に満たない準職員については、当該時間数をもって1日とする。

(8)	風水震火災その他の災害等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	10日を超えない範囲内で必要と認められる期間
-----	--	------------------------

(9)	風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難であると認められる場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

(10)	風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
------	--	------------

(11)	女子職員の出産の場合	出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）の日から産後8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
------	------------	--

(ア)「出産」とは、妊娠前12週以後（85日以上）の分娩をいい、死産、人工妊娠中絶の場合でも妊娠前12週以後であれば、産後休暇の対象となる。

(イ) 申請には、診断書（出産予定日を記載のこと。）を添付すること。

(ウ) 出産予定日よりも出産日が前倒しになった場合は、産後休暇の変更の申請が必要になります。勤怠管理システムを通じて、申請をしてください。

(エ) 出産（予定）日は、「産前」に含む。

(12)	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間（1時間単位で取得可）
------	--	----------------------

(ア) 休暇を取ることができる時期は、配偶者が出産のため入院等した日から出産後

2週間以内とする。

- (イ) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする

(13)	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該の出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間（1時間単位で取得可）
------	--	----------------------

- (ア) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする。

(14)	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間（体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日）
------	---------------------------------------	--

- (ア) 体外受精及び顕微授精に係る通院の場合、確認書類（領収書等、治療の内容がわかるもの）を添えて申請すること。

- (イ) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする。

※申請の場合は「健康管理休暇（4）」で申請すること。

(15)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症にかかり、医師により就業を制限された場合	1回の罹患につき5日の範囲内の期間
------	--	-------------------

- (ア) 申請時には領収書や薬袋等を添付すること。

(16)	骨髄移植のための登録の申出又は骨髄液の提供をする場合。	必要と認められる期間
------	-----------------------------	------------

- (ア) 登録を実施する者より発行される証明書等で、後日確認すること。

- (イ) 骨髄移植又は末梢血幹細胞移植のため配偶者・父母・子・兄弟姉妹に骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合、事前検査は年次有給休暇、提供後の入院期間については病気休暇の対象となる。

3 無給休暇

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| (1) 育児時間 | (2) 生理 | (3) 子の看護休暇 |
| (4) 短期介護 | (5) 感染症等 | (6) 妊娠の保健指導 |

- ・(3)、(4)の休暇については、1時間単位又は日数単位で取得可能。
- ・(3)の取得対象者は1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上。

(1)	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回 各30分
-----	------------------	-----------

(ア) 1日2回各30分をまとめて1日1回1時間としてもよい。また、正規の勤務時間の始めと終わり又はどちらか一方のみ、休憩時間の前後等の取得もできる。

(イ) 男女とも取得できる。

(ウ) 年休を取得することで、1日全てを勤務しない場合は、取得できない

(2)	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
-----	-----------------------------------	------------

※申請時は無給休暇内「健康管理休暇(3)」で申請すること。

(3)	満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(障害を有する子については、年齢による制限なし)(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものと認められるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものと認められる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合。	1暦年について5日の範囲内の期間 対象となる子を2人以上養育する場合は1暦年について10日 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない準職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間に5(子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間
-----	---	---

(ア)「負傷、疾病」は、その種類や程度、症状を限定しない。また、診断書の提出は義務づけられていないが、必要に応じて所属長は求めることができる。

(イ) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする。

(ウ) 年の途中で対象となる子の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際に

いる対象となる子の人数で取得できる日数を判断する

- (エ) 子の行事参加（入園・卒園式、入学式と同程度の式典）、感染症に伴う学級閉鎖、出席停止等の場合も取得可能

※警報等による休園、休校は含まない

(4)	特別休暇内の短期介護休暇を取得した者で引き続き勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間（要介護者が 2 人以上について 10 日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない準職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 5（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）から特別休暇の短期介護休暇を取得した日数又は時間数を減じて得た日数又は時間数の範囲内の期間
-----	--	--

- (ア)「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

- (イ)「その他理事長が定める者」とは、祖父母・孫・兄弟姉妹、職員と同居の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子をいう。

- (ウ)「理事長が定める世話」は、次に掲げる世話とする。

- ・要介護者の介護
- ・要介護者の通院等に付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話

- (エ) 年の途中で要介護者の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際にいる要介護者の人数で取得できる日数を判断する。

- (オ) 短期介護休暇は「要介護者の状態等申出書」を添えて申請すること

(5)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により健康診断を受け、若しくは就業を制限され、又は交通が遮断された場合	必要と認められる期間
-----	---	------------

(6)	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

病気休暇・特別休暇の取扱いについて（臨時・短時間雇用職員）

1 病気休暇

負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	医師の証明に基づき、90日以内において必要と認められる期間。精神及び神経に係る疾病、妊娠に起因する疾病については、さらに90日以内で必要な期間を加えた期間。 ただし、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合において、必要があると認められるときは、上記の期間を超える期間とすることができる。
----------------------	---

- (ア) 病気休暇の期間は、休暇の期間に週休日、休日を含む。
- (イ) 病気休暇の期間が引き続き8日以上の場合は、勤怠管理システムを通じて「病気休暇願」を提出してください。
- (ウ) 病気休暇の期間が引き続き7日を超える場合は、上記の休暇願の申請時に医師の診断書を添付すること。
- (エ) 病気休暇を8日以上取得し、復帰する場合は勤怠管理システムを通じて「出勤届」を提出してください。
- (オ) 病気休暇は、必要に応じて1日又は1時間単位で取得可能。ただし、病気休暇の期間の計算については、1時間を単位とする病気休暇取得日は、1日を単位とする病気休暇を使用した日として取り扱う。
- (カ) 病気休暇期間の計算については、連続する8日以上期間の病気休暇を使用した職員が勤務復帰後6月以内に、再度の病気休暇の承認を受ける場合は、直前の病気休暇の期間に連続するものとみなして通算するものとする。
- (明らかに異なる負傷又は疾病の症状等により再び病気休暇の承認を受ける場合を除く。)
- (キ) 以下の表の日数の通り、有給での病気休暇が取得可能

一週間の勤務日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

※6か月以上の任期が定められている職員または6ヶ月以上継続勤務している職員、かつ1年間の勤務日が47日以下でない職員に限る。

※1か月を超える病気休暇に係る出勤届には、医師の診断書を添付すること。

※病気休暇の終了が休前日の場合、出勤届は休日から必要となる。

2 特別休暇

- | | | |
|-------------|-----------------|----------------|
| (1) 公民権行使 | (2) 裁判員・証人等出頭 | (3) 忌引き |
| (4) 職員の結婚 | (5) 妊娠・産後の保健指導等 | (6) 夏季 |
| (7) 天災被害 | (8) 出勤困難 | (9) 退勤時危険回避 |
| (10) 産前産後 | (11) 妻の出産 | (12) 男性職員の育児参加 |
| (13) 不妊治療休暇 | (14) 感染症等 | (15) ドナー |

- ・(11)については、申請時に様式「特別休暇願（様式1－2）」を添付すること
- ・(11)から(13)については、1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上
の職員が対象。
- ・(11)から(14)の休暇については、1時間単位又は日数単位で取得可能。

(1)	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
-----	--------------------------	------------

(2)	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会又はその他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

(ア) 被疑者として出頭する場合や、本人の行為に起因して当事者として出頭する場合は、該当しない。

(3)	職員の親族（次の表の親族欄に掲げる親族に限る）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ次の表の日数欄に掲げる日数（葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復の日数を加えた日数）の範囲内において必要と認められる期間
-----	---	---

親族	日 数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）

父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

- (ア) 日数の取扱いについては、1日の正規の勤務時間の一部について特別休暇が与えられた日は1日とし、又、週休日、休日等も含むものとする。
- (イ) 分割して取得することができない。

(4)	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日
-----	--	----

- (ア) 結婚休暇日数には、週休日、休日は含まないものとする。分割して取得することができない。
- (イ) 休暇を取ることができる時期は、結婚するときの前後各1週間以内とする。ただし、勤務の都合でこの期間に取得できない場合は1年後まで認められる。
- (ウ) 「結婚する」とは婚姻届を提出し婚姻共同生活を始めたとき、結婚式を挙げ披露宴を行ったとき又はこれらのいずれも行わず事実上の婚姻生活にはいったときとし、いずれか早い方を基準として結婚休暇の付与要件とする。

(5)	妊娠中の女子職員が母子健康手帳の交付を受けてから産前休暇を受けるまでの間又は出産後の女子職員が出産後1年以内に医師、助産師等の保健指導及び健康診査を受ける場合	次表のとおり
-----	---	--------

妊娠等の期間	回数	
妊娠満 23 週まで	4 週間に 1 回	1 日以内で必要と認められ期間
妊娠満 24 週から満 35 週まで	2 週間に 1 回	
妊娠満 36 週から出産まで	1 週間に 1 回	
産後 1 年まで	1 回	

- (ア) 妊娠の期間については、1月を28日とする。
- (イ) 回数については、医師等の特別の指示があった場合その指示された回数とする

(6)	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
-----	---	---

(ア) 週間の勤務日数が4日以下かつ1週間当たりの勤務時間が30時間未満の短時間雇用職員及び臨時職員の場合の日数は以下の通り。

週間の勤務日数	期間
4日	2日
3日	1日
2日	1日
1日	0日

採用された月がその年の7月から10月までの職員については以下の表の通り

採用月	1週間の勤務日数				
	5日	4日	3日	2日	1日
7月	3日	2日	1日	1日	0日
8月	2日	1日	0日	0日	0日
9月	1日	0日	0日	0日	0日
10月	0日	0日	0日	0日	0日

備考 1日当たりの勤務時間の時間数が7時間45分に満たない職員については、当該時間数をもって1日とする。

(7)	風水震火災その他の災害等により職員の現住居が滅失又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	10日を超えない範囲内で必要と認められる期間
-----	--	------------------------

(8)	風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが困難であると認められる場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

(9)	風水震火災その他の災害又は交通機関の事故等により退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
-----	--	------------

(10)	女子職員の出産の場合	出産予定日以前6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）の日から産後8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した臨時職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）
------	------------	--

- (ア)「出産」とは、妊娠前12週以後（85日以上）の分娩をいい、死産、人工妊娠中絶の場合でも妊娠前12週以後であれば、産後休暇の対象となる。
- (イ) 申請には、診断書（出産予定日を記載のこと。）を添付すること。
- (ウ) 出産予定日よりも出産日が前倒しになった場合は、産後休暇の変更の申請が必要になります。勤怠管理システムを通じて、申請をしてください。
- (エ) 出産（予定）日は、「産前」に含む。

(11)	職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
------	--	-----------

- (ア) 休暇を取ることができる時期は、配偶者が出産のため入院等した日から出産後2週間以内とする。
- (イ) 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする

(12)	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該の出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	5日の範囲内の期間
------	--	-----------

- 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする。

(13)	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間（体外受精及び顕微授精に係るものである場合は10日）
------	---------------------------------------	--

- (ア) 体外受精及び顕微授精に係る通院の場合、確認書類（領収書等、治療の内容がわかるもの）を添えて申請すること。

- 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって1日とする。

※申請の場合は「健康管理休暇（4）」で申請すること。

(14)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症にかかり、医師により就業を制限された場合	1回の罹患につき5日の範囲内の期間
------	--	-------------------

(ア) 申請時には領収書や薬袋等を添付すること。

(15)	骨髄移植のための登録の申出又は骨髄液の提供をする場合。	必要と認められる期間
------	-----------------------------	------------

(ア) 登録を実施する者より発行される証明書等で、後日確認すること。

(イ) 骨髄移植又は末梢血幹細胞移植のため配偶者・父母・子・兄弟姉妹に骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合、事前検査は年次有給休暇、提供後の入院期間については病気休暇の対象となる。

3 無給休暇

- | | | |
|----------|----------|-------------|
| (1) 育児時間 | (2) 生理 | (3) 子の看護休暇 |
| (4) 短期介護 | (5) 感染症等 | (6) 妊娠の保健指導 |

- ・(3)、(4)の休暇については、1時間単位又は日数単位で取得可能。ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合で、1時間未満の端数があるときは端数の使用も可能。
- ・(3)の取得対象者は1週間の勤務日が3日以上又は1年間の勤務日が121日以上。

(1)	生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回 各30分
-----	------------------	-----------

(ア) 1日2回各30分をまとめて1日1回1時間としてもよい。また、正規の勤務時間の始めと終わり又はどちらか一方のみ、休憩時間の前後等の取得もできる

(イ) 男女とも取得できる。

(ウ) 年休を取得することで、1日全てを勤務しない場合は、取得できない

(2)	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
-----	-----------------------------------	------------

※申請時は無給休暇内「健康管理休暇(3)」で申請すること。

(3)	満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(障害を有する子については、年齢による制限なし)(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものと認められるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものと認められる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる	1暦年について5日の範囲内の期間 対象となる子を2人以上養育する場合は1暦年について10日 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日1日当たりの勤務時間
-----	--	---

	式典への参加をすることをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合。	に 5 (子が 2 人以上の場合にあっては、10) を乗じて得た数の時間) の範囲内の期間
--	--	---

- (ア)「負傷、疾病」は、その種類や程度、症状を限定しない。また、診断書の提出は義務づけられていないが、必要に応じて所属長は求めることができる。
- (イ) 1 時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合、各職員の勤務時間数をもって 1 日とする。
- (ウ) 年の途中で対象となる子の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際にいる対象となる子の人数で取得できる日数を判断する
- (エ) 子の行事参加 (入園・卒園式、入学式と同程度の式典)、感染症に伴う学級閉鎖、出席停止等の場合も取得可能
- ※警報等による休園、休校は含まない

(4)	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他理事長が定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護その他の理事長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 暦年について 5 日の範囲内の期間 要介護者が 2 人以上について 10 日 (勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、勤務日 1 日当たりの勤務時間に 5 (要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10) を乗じて得た数の時間) の範囲内の期間
-----	---	--

- (ア)「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- (イ)「その他理事長が定める者」とは、祖父母・孫・兄弟姉妹、職員と同居の父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・配偶者の子をいう。
- (ウ)「理事長が定める世話」は、次に掲げる世話とする。
- ・要介護者の介護
 - ・要介護者の通院等に付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話
- (エ) 年の途中で要介護者の人数に変更があった場合には、休暇を取得する際にいる要介護者の人数で取得できる日数を判断する。
- (オ) 短期介護休暇は「要介護者の状態等申出書」を添えて申請すること

(5)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により健康診断を受け、若しくは就業を制限され、又は交通が遮断された場合	必要と認められる期間
-----	---	------------

(6)	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）の規定による 保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため 勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
-----	--	------------